

平成 19 年度 文部科学省
新教育システム開発プログラム

外国人児童生徒受入のための手引

外国人児童生徒受入体制整備研究会

はじめに

文部科学省が調査した日本語の指導を必要とする外国人の子どもの数は、1999年において、千葉県の場合、721人で全国10位でしたが、6年後の2005年には、愛知県の3,620人、神奈川県2,219人、静岡県2,044人、東京都1,647人、大阪府1,180人に次いで890人となり全国6位に増加しました。

こうした実態は、日本での生活を送らざるを得ない上に、日本語の理解を不十分なままにして日本社会に慣れなければならない外国人の子どもの教育に関し、教育委員会や学校が、「外国人の子どもの受け入れ体制」をいかに構築するかという課題を提起しました。

千葉県内の外国人の子どもの教育に関する取り組みに関する調査をみると、外国人の子どもの数の増加に比例して、①外国人の子どもの不就学②外国人の子どもの通う小中学校数の増加③外国人の子どもの母語数の増加（通訳等の対応）④日本語指導を必要とする外国人の子どもの対応という点で、様々な課題があることが浮き彫りになっています。継続して多くの外国人の子どもの住む地域では、受入体制が整備されて先進的なモデルとなる事例が多々ある一方、地域の実情や実態の違いから、これらの事例を他の地域でも同様に行うことは簡単ではない状況にあります。

そこで、外国人の子どもの日本語能力の向上を図ることはもとより、各市町村教育委員会や学校の対応がスムーズに行われるための体制づくりが急がれています。こうした状況に対処するために、本研究会は、外国人の子どもの快適な学校生活や社会生活を送れるよう支援していきたいと考え、この手引き書を作成しました。

はじめに

【教育委員会編】

1. 不就学者ゼロをめざして	
(1) 日本の教育制度と外国人の受入	1
(2) 就学案内	1
① 幼稚園・保育園との連携	
② 外国人雇用企業との連携	
③ 自治会、各種相談所（員）、国際交流団体等との連携	
(3) 入学（編入学）の手続き	3
① 市役所での手続き	
② 教育委員会としての説明	
(4) 不就学児童生徒への対応	3
① 不就学児童生徒の問題	
② 夜間中学校、中学校卒業程度認定試験	
2. 学校への支援	
(1) 入学（編入学）までの受入支援	4
(2) 人的支援	5
(3) コーディネーターとしての支援	6
3. 社会教育による支援	
(1) 放課後、休日の適応・日本語教室	6
(2) 長期休業中における適応・日本語教室	7
(3) 国際交流機関、大学等との連携	7
① 国際交流機関との連携	
② 大学との連携	
(4) ボランティア、NPO団体との連携	8
4. 教材・指導法（体制作り）の支援	
(1) 各種資料の収集・提供	8
① 日本語指導資料	
② 適応指導資料	
③ 教科対応資料	
④ 対訳集資料	
⑤ 教師用計画書・指導書資料	
⑥ 就学案内資料	
(2) 日本語指導、日本語教室の運営の指導	10
(3) 学校体制づくりの支援	10
5. その他	
(1) 市町村内のネットワークづくり	10

① 校内のネットワーク	
② 学校間のネットワーク	
③ 協力員のネットワーク	
④ 保護者のネットワーク	
(2) 県内のネットワークづくり	12

【学校編】

1. 不安を持たせない受入をめざして

(1) 入学（編入学）時の手続き	13
① 教育委員会との連携	
② 学校生活の説明	
(2) 適切な実態把握	14
① 保護者の希望把握	
② 参考資料（聞き取り調査例）	

2. 指導体制の整備

(1) 全校体制の確立	17
① 校務分掌の位置付け、全職員の共通理解	
② 教育計画の立案	
③ 指導教室の設置	
④ 受入環境の整備	
(2) 適応指導・日本語指導（初期）	20
① 適応指導	
② 日本語指導（初期）	
(3) 日本語指導教室の運営	23
① 日本語指導教員（指導補助員）と担任の連携	
② 教材開発	
③ 環境整備	
④ 日本語指導教員が配置されていない学校	
(4) 進路指導	25
① 児童生徒の進路に合わせたカリキュラム設定と情報提供	
② 保護者への情報提供（窓口紹介）	
③ 各種奨学金の利用	
④ その他の注意事項	

3. その他

(1) 保護者のネットワークの構築	30
(2) コーディネーター役の育成	30

【教育委員会編】

1. 不就学者ゼロをめざして

(1) 日本の教育制度と外国人の受入

我が国の法令において、外国人の子どもに対する教育についての定めはない。

外国人の子どもの義務教育諸学校への就学については、「昭和40（1965）年12月25日付け文初財第464号、各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事あて文部事務次官通達」に基づいて運用されている。同通達で、文部省は在日韓国人の学齢相当の子どもの保護者が公立の義務教育諸学校に子どもの入学を希望する場合に、市町村の教育委員会は入学を認め、保護者に対し入学の申請をさせること、入学期日を通知すること、授業料は徴収せず、教科書も無償とすることとした。また、永住を許可された大韓民国国民以外の朝鮮人についても、公立の義務教育諸学校において教育を受けることを希望する場合には、永住を許可された大韓民国国民と同様の取扱いとすることとしている。

その後、昭和54（1979）年に我が国が「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（昭和54年条約第6号）」を批准したため、同規約第13条第1項及び第2項に基づき、我が国に在留する学齢相当の外国人子女の保護者が当該子女の公立の義務教育諸学校への入学を希望する場合に、日本人の子どもと同様に無償の教育が受けられる機会を保障することが義務付けられた。

また、平成3（1991）年に結ばれた日韓覚書を受け、文部省は「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協議における教育関係事項の実施について（平成3（1991）年1月30日付け文初高第69号、各都道府県教育委員会教育長あて文部省初等中等教育局長通知）」を出した。この通知では、都道府県教育委員会を通じて、市町村教育委員会は公立の義務教育諸学校への入学を希望する在日韓国人がその機会を逸することのないよう、その保護者に就学案内を発給することとしたほか、在日韓国人以外の外国人についてもこれに準じた取扱いをするよう要請している。

つまり、外国人の子どもには就学義務は課せられていないが、保護者が通学を希望する場合は、無償で受け入れ、基本的に日本人と同様の教育を提供するということになっている。

しかし、保護者の希望の有無及び国籍の有無にかかわらず、子どもが適切な教育を享受することは当然のこととして、外国人児童生徒の受入体制の整備を行いたいものである。このことが不就学者ゼロをめざす第一歩と考えたい。

(2) 就学案内

① 幼稚園・保育園との連携

毎年11月前後に、各市町村では就学時健康診断を実施する。健康診断について、教育委員会は、電算処理された就学予定者名簿に基づき各家庭に実施の案内を発送するが、その名簿に

記載されていない外国人児童は不就学となる可能性がある。

そこで、各教育委員会は、不就学児童を出さない対策として、幼稚園や保育園との間に「(仮称)連絡調整会」等を設置し、定期的な会合を持ち、情報交換や情報を共有し、保護者に働きかけるなど、不就学児童への対応を講じていくようにする。

② 外国人雇用企業との連携

市町村内に外国人労働者を受け入れている企業がある場合、各教育委員会はそれら企業を訪問し、人事担当者等と面談し情報交換に努めるとともに、積極的な就学案内をお願いしたい。仮に外国人労働者の母語の入学案内が必要となった場合、文部科学省発行の『外国人ための就学ガイド～日本の学校への入学手続きについて～』を外国人に渡すことも有効である。このパンフレットは韓国・朝鮮語、ヴェトナム語、中国語、スペイン語、フィリピン語、英語、ポルトガル語の7カ国語が用意されており、さらに詳しい就学案内は文部科学省ホームページに公開されている。

また、外国人児童生徒受入体制整備研究会（以下、研究会という）では、同じ内容のパンフレットをペルシャ語、アラビア語、インドネシア語、ウルドゥー語、タイ語、ヒンディー語、ベンガル語、マレー語、ミャンマー語、モンゴル語、ラオス語、ロシア語の12ヶ国語に翻訳しているので、ぜひともご活用いただきたい。

③ 自治会、各種相談所（員）、国際交流団体等との連携

児童福祉法に規定される要保護児童の適切な保護を図るために、各市町村では「要保護児童対策地域協議会」を設置しているところである。この事務局は、各市町村の「家庭児童相談室」に置かれている。会の構成は市町村によって若干異なるが、概ね、警察署、児童相談所、健康福祉センター（保健所）、市町村の保健福祉関係部門、教育委員会、青少年センター、消防本部、校長会、医師会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会、保護士連絡会、弁護士、人権擁護委員、中核地域生活支援センター等々の代表者であり、その下部組織として実務者会議が位置付けられている。この実務者会議は、ほぼ月に1回程度開催される。そして主な活動は、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換・ 要保護児童及びその保護者に対する支援内容に関する協議等 |
|--|

である。

この実務者会議では家庭児童相談室のケースワーカーや家庭児童相談員、主任児童委員が中心となり活動しているが、当然、未就学児や不就学児童生徒、不登校児童生徒への対応も行っているところであり、それらの情報も必然的に集中してくる。

したがって、家庭児童相談室との連携を密にし、情報を共有することは、不就学者ゼロをめざすための有効な手段となる。

(根拠法：児童福祉法第6条の3、第25条の2第1項)

(3) 入学（編入学）の手続き

① 市役所での手続き

市町村の市民課（住民課）の窓口で外国人登録者が住居異動の手続きのために来庁した場合、その外国人が日本語をまったく話せないことがある。このときは、国際交流課職員等の通訳の応援を要請し、本人の不安を軽減させるような対応を心がけるようにしたい。また、申請書類等は、英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語などのものが用意されていると大変よい。

さて、窓口では就学適齢者の有無および日本の学校に入学（編入学）する意思の確認をする。入学（編入学）の意思があれば、教育委員会での就学手続きが必要であることを伝え、案内を確実にし（教育委員会が離れたところにある場合は案内の地図があるとよい）、合わせて、教育委員会担当課に電話連絡をする。

② 教育委員会としての説明

外国人登録者が、就学手続きに教育委員会の窓口に来られたら、教育委員会の裁量にもよるが、保護者とよく相談のうえ、学校や学年を決定していく。このとき当該児童生徒に不利にならないような配慮も必要となる。例えば、中学生の場合、外国人の特別入学者選抜で千葉県立高等学校の入試に臨むとき在日期間3年以内という条項があることに注意を払っておくことが必要である。

また、当該児童生徒の受け入れ及び適応がスムーズとなるような配慮、そして日本語を習得させるための日本語指導補助者、あるいは通訳補助者の派遣が可能かどうかを国際交流協会等に打診することも必要となろう。

さらに、当該児童生徒が保護者と同伴の場合、本研究会が制作したDVD『ようこそちばの学校へ』の視聴もお願いしたいところである。日本の学校文化等の理解に役立つこと必定である。

その他市町村特有の制度等があれば併せて説明しておく。

教育委員会は、決定した学校へ当該児童生徒が入学（編入学）することを通知するとともに、保護者及び当該児童生徒の不安軽減のため必要に応じて、入学（編入学）日に通訳補助者の派遣をする旨伝えておくこともよい。

(4) 不就学児童生徒への対応

① 不就学児童生徒の問題

保護者の経済的な理由、保護者の無理解（例えば弟妹の子守をさせるなど）、あるいは受入がうまくいかず不登校になってしまった、などの理由により学校に行けなくなってしまう外国人児童生徒も存在する。このような児童生徒を放っておくことはできない。保護者に対して就学の督励をしていく必要がある。

各教育委員会は、把握している不就学児童生徒の保護者に対し、例えば、「日本永住の希望があるなら日本の義務教育を受けることによって児童生徒の将来の展望が開ける」などと、説

得し就学の働きかけをしていくようにする。

また、経済的な理由により学校に行けないのであれば、就学支援の方法もあることを説明していく。場合によっては、要保護児童対策地域協議会との連携も必要となろう。

② 夜間中学校、中学校卒業程度認定試験

何らかの理由により日本の中学校を卒業できない外国人生徒が出てくる可能性もある。中学校の卒業資格が必要となろうが、救済の方法としては2通りある。第1は、夜間学級へ転編入学し卒業する方法、第2は中学校卒業程度認定試験制度による卒業資格を得る方法である。

千葉県内には市川市立大洲中学校に夜間学級がある。入学資格等については、

- ア) 市川市の住民であること
- イ) 中学校を卒業していないこと
- ウ) 中学校就学義務年限を越えていること
- エ) 中学校就学に支障のないこと
- オ) 市川市内に身元保証人のあること
- カ) 市川市以外に居住する千葉県民で当該市町村教育長の副申のあること

となっている。

いずれにしても、本人の中学校を卒業したいとの強い向学心が必要となろう。

(詳しくは、市川市教育委員会義務教育課へ)

中学校卒業程度認定試験は国が行う試験で毎年11月初旬に実施される。受験資格の(4)には「日本国籍を有しない者で、その年度の3月31日までに満15歳以上になるもの」とある。試験科目と程度は国語・社会・数学・理科・外国語(英語)の各教科について、これらを履修した程度としている。願書受付期間は8月下旬から9月上旬の2週間程度の期間であること、試験会場は各都道府県内に設けられること、試験は無料であることなどの外に、出願書類等の詳細については、千葉県教育庁指導課に問い合わせをお願いしたい。

2. 学校への支援

(1) 入学(編入学)までの受入支援

受入時に学校では、まずは保護者及び当該児童生徒と面接を行う。児童理解のためには欠くことのできないものである。このときに母国語の通訳(ボランティア)の同席があれば保護者・当該児童生徒は安心するであろうが、市町村の実情により必ずしも派遣されるとは限らない。このような場合、少しでも不安を解消させるために教育委員会担当者の同席が必要となろう。学校側の出席者は、校長(又は教頭)、担任、であろうか。日本語指導担当教員が配置されていれば、同席する必要がある。

教育委員会でDVD『ようこそちばの学校へ』を視聴していなければこの時点での視聴もよい。

学校では保護者及び当該児童生徒と面接をする中で、日本の学校制度についても保護者の母国の教育制度と比較しながら説明をしていく。このとき、本研究会が作成した「母国の教育事

情」は大変役立つものと思われる。

保護者に各種調査票の記載・提出の依頼もするであろう。『千葉県教育委員会ホームページ』より「外国人児童生徒 個人カード」を取り出して利用して欲しい。インターネットで簡単に閲覧できる。その方法は、次頁のとおりである。

【千葉県教育委員会ホームページ】

- ①画面左側、「相談・問合せ」欄の一番下の「外国人等児童生徒受入事業」か国旗のバナーをクリックする。
- ②「ようこそちばの学校へ」より「学校の先生へ」に進みメニュー(3)の「外国人児童生徒受入・適応及び日本語指導」をクリックする。
- ⑤「外国からの子どもたちと共に」をクリックし、開く。
- ⑥5ページに〈資料3〉として「外国人児童生徒 個人カード」が載っており、取り出すことができる。

また、受入手順・体制作りも詳しく紹介しているので、参考にさせていただきたい。

さて、学校が行うことで最も重要なことは、当該児童生徒の日本語を聞く、話す等の能力がどの程度であるか、を判断することであろう。これによって、日本語指導の体制作りや教育計画作りがスタートするのである。

日本語指導担当教員が配置されていれば、日本語教室での指導体制や教育計画作りがスムーズに進むと思われるが、配置されていない場合は、コーディネーター役としての担当者に負うところが大きい。

続いて、当該児童生徒を受け入れ学級で紹介することになるだろうが、ここでも受入がスムーズに行くような配慮が必要となろう。学級の児童生徒にはあらかじめ、「このたび〇〇国から◎◎君が入学してきます。日本語は話せませんが、皆さんと一緒に勉強したい、という強い気持ちを持っています、分からないことが多いと思いますがやさしく教えてあげてください。」といったコメントを発達段階に応じた表現で伝え、歓迎ムードを高めることも意義あることであろう。できれば◎◎君の母語の簡単な日常会話集を児童生徒に配布して利用させることも考えたい。このような日常会話集の収集も視野に入れた教育委員会の活動の展開が望まれる。学習支援相談室ではこのような資料の収集が進んでいるので相談に応ずることができる。

(2) 人的支援

日本語教室での指導は、聞く、話す、読む、書く能力を高めるための有効な指導形態である。日本語指導担当教員が配置されていればよいが、現状では配置されていない学校のほうが多い。小学校にあっては加配教員や教頭先生、教務主任の教員が行っているケースが多いようである。また、中学校では、国語、英語の担当が多く見受けられ、中にはALTが参加している学校もある。校長先生の強いリーダーシップのもと、各教師の『かけがえの無い子である』との教育愛や認識に支えられて実践されているのが現状である。

しかしながら、これだけでは限界があろう。通訳協力員、日本語指導協力員等の派遣が必要となるときもある。

このような現状を鑑み、ある教育委員会では派遣事業の予算化を行い日本語指導協力員や通訳等を各小中学校に派遣し成果をあげている。また、このようなケースが年々増えてきている現状にある。

(3) コーディネーターとしての支援

教育委員会は、各学校のニーズに応じ通訳協力員、日本語指導協力員等の派遣に関する連絡調整や外国人児童生徒の受入体制に関する情報提供、さらには、教職員の資質の向上に係る各種研修会の企画・運営など、多方面にわたる施策の展開が望まれるところである。

3. 社会教育による支援

学校において、日本語指導担当教員や指導協力員により、外国人児童生徒の適応指導および日本語や教科学習の指導が行われることが望ましいが、現状では、週数時間の指導を確保するのがやっとという地域が多く、十分とはいえない。

外国人児童生徒の早い適応を促すため、学校内だけでなく地域社会での日本語および学習指導の支援体制を整備することは、大変有効である。

社会教育により、児童生徒の学習成果だけでなく、多様な教育的効果を期待することが出来る。地域と連携することにより、国際理解が推進される。

(1) 放課後、休日の適応・日本語教室

来日間もない児童生徒については、最初の 1-2 ヶ月間、集中的な初期指導が効果的である。学校と相談をして、授業のあとの 30 分～40 分間、あるいは、土曜日など、空き教室などを利用して日常生活や学校生活に適応するための日本語を身につける場を設けるよう努める。

指導については地域の日本語ボランティアなどの協力を仰ぐ。(日本語・語学ボランティアは、千葉県国際交流センター、市町村国際交流協会、地域の日本語教室の協力を得て紹介してもらう。)

また、児童生徒および保護者に、地域で開催している日本語ボランティアによる子どものための日本語教室や学習支援教室を紹介し、参加の橋渡しをする。

財団法人ちば国際コンベンションビューロー・千葉県国際交流センターのホームページ (<http://www.mcic.or.jp>) にある「あなたの町の日本語教室」を参照し、子どものための日本語教室を紹介するとよい。

これらの教室では、日本語指導や、教科の補助指導をするだけでなく、児童生徒に日本文化紹介や社会見学などのイベントを実施しているところもあり、楽しみながらさまざまなことを学ぶだけでなく、子どもたちの心の解放の場ともなっている。

<実施例>

松戸市 外国人の子どものための勉強会

千葉市 センシティ土曜にほんご学級

船橋市 地球っ子プロジェクト

成田市 クラッセガンバ

(2) 長期休業中における適応・日本語教室

長期休業中は、特に母語でコミュニケーションをしている家庭では、児童生徒は日本語を使う機会が少なく忘れてしまいがちである。休業期間中に日本語を使い、仲間と集い、楽しく過ごせる機会を設けることは、児童生徒にとって日本語学習の面だけでなく、メンタルな面でも大変有効である。

国際交流協会や地域の日本語教室などと連携して、外国人児童生徒が楽しみながら日本語に親しむことができるイベントを開催することなども、子どもたちにとってよい思い出になり、学習意欲の向上に繋がる。

外国人児童生徒が主役になれるような、母国の紹介、日本語のスピーチ大会や、スポーツ大会なども考えられる。

すでに公民館や学校で、日本語ボランティアや大学生が短期集中日本語教室を開催する地域では、学校に周知して児童生徒に参加を促すための支援をする。

<実施例>

夏期集中講座 市川市 八千代市 船橋市 柏市 松戸市 千葉市

(3) 国際交流機関、大学等との連携

① 国際交流機関との連携

千葉県では千葉県国際交流センターをはじめ、県内 30 市町村に国際交流協会が設置され、国際交流の推進、在住外国人市民の支援などを行っている。

外国人向けの情報の提供をはじめ、語学（通訳・翻訳）ボランティアや日本語指導ボランティアの登録制度を持ち、依頼に応じてボランティアを紹介しているところが多い。

千葉県国際交流センターでは、日本語ボランティア講座を開催し、外国人が日本語を学習する手助けをするボランティアを育成している。

また、日本語が理解できない児童生徒や保護者とのコミュニケーションには、母語が話せる通訳が必要であるが、登録制度を持つ国際交流機関にボランティアの紹介を相談することができる。

<千葉県内の国際交流団体一覧>

千葉県国際交流センターのホームページ (<http://www.mcic.or.jp>) 参照

② 大学との連携

県内の大学と連携をとり、在籍する留学生の協力を仰ぐことも有効である。来日する児童生徒の多国籍化が進む中、国際交流協会に登録者のない言語については、留学生に通訳や翻訳を依頼することもできるので、外国人児童生徒受入体制整備研究会や千葉県国際交流センターなどに相談してみるとよい。

また、外国人児童生徒の教科学習の支援は、現役の大学生が力を発揮している。

日本人学生だけでなく、日本語習得に苦勞をした外国人児童生徒のOB/OGたちの協力は、子どもたちの目標となり、支えとなっている。

ボランティア活動が単位として認められている大学もあり、学生たちの社会参加や国際理解の良き機会ともなっている。

(相談窓口：千葉県外国人児童生徒学習支援相談室 TEL：043(271)2512)

(4) ボランティア、NPO 団体等との連携

以上のような支援活動を実施するためには、地域で活動するボランティアやNPO 団体との連携が不可欠である。日本語指導のボランティアの中には、指導のための講座を受け、日本語教師の資格を有している方も多く、研修などを受けて研鑽に励み、外国人児童生徒のために協力を惜しまない。また、通訳ボランティアも熱心な協力者であることが多い。

しかし、学校での放課後・休日学習支援などで、ボランティアに協力を依頼する際には、外国人児童生徒に対応する子どもたちに与える影響の大きいことを認識し、どう対応すべきか、事前に周知してもらう機会を持つことが望ましい。協力していただくボランティアとは事前に面談して、その人となりを理解した上で、子どもに対応するときの心得や学校との約束事などを周知してもらうよう心がける。

一方、ボランティアを受け入れる学校側には、ボランティアが活動しやすい環境整備や活動への理解と協力を促すよう努める。

支援をしているボランティアやNPO 団体とは定期的に会合を持ち、ボランティアの声を聞いて、児童生徒の実態を把握し、学校現場に生かすこともできる。また、ボランティアやNPO 団体の支援活動が適正に行われているかに配慮し、適宜指導することも必要である。

4. 教材・指導法（体制作り）の支援

(1) 各種資料の収集・提供

外国人児童生徒の指導参考資料としては、日本語指導、受入適応指導、教科対応、対訳集、教師用計画書・指導書、就学案内等がある。今まで、文部科学省・都道府県教育委員会・市町村教育委員会・学校（大学）・地域関係者・ボランティア・出版社等で資料をそれぞれに作成し、参考になるものが多い。しかし、学校現場では、資料の存在を知らずに苦勞して教材を作成したり、母語対応に追われたりしているのが現状である。

① 日本語指導資料

直接指導法による日本語指導、媒介語（中国語・英語・スペイン語・ポルトガル語等）を用いての日本語指導、コンピュータによる日本語指導、文字の練習帳、文法練習帳、辞書等がある。

外国人児童生徒が日本の学校生活に適応し、授業を理解するまでの日本語は、3つの段階に

分けられる。第1段階は学校生活の基本的な事柄を理解させ、日本の生活習慣や学校生活への適応を図るための日本語指導、第2段階は学校生活を送る上で基本的に必要な日本語の力をつけさせるための日本語指導、第3段階は学習に必要な日本語指導である。楽しく、より正確に日本語を身につけるためには、次の5点に留意した教材が有効である。

- ・発達段階や日本語力のレベルに合わせた教材
- ・学校生活を場面にした教材
- ・聞く・話す・読む・書くという4技能を並行して学習できる教材
- ・絵やイラストを取り入れた教材
- ・いろいろな活動やゲームを取り入れた教材

◎主な日本語教材を紹介する。

	資料名	発行機関	レベル	対象	母語対応
1	にほんごをまなぼう	文部科学省	初級	帰国・外国人児童生徒	
2	日本語を学ぼう 2	文部科学省	初級	帰国・外国人児童生徒	
3	日本語を学ぼう 3	文部科学省	中級	帰国・外国人児童生徒	
4	ひろさんのたのしいにほんご	根本牧・屋代瑛子	初級	外国人児童	ス
5	こどものにほんご	子どもの日本語研究会	初級	帰国・外国人児童	英・中・ポ
6	日本語学級1・2・3	大蔵守久	初級	帰国・外国人児童生徒	
7	にほんごドレミ・ジャンプ	JICA	初級	日系ス語圏年少者	ス
8	Japanese for young people	国際日本語普及協会	初級	小学校高学年～中学生	英
9	かんじだいすき	国際日本語普及協会	初級	帰国・外国人児童生徒	
10	ゴストムイントインジカンジ	東京外国語大学	初級	ブラジル人児童	ポ

② 適応指導資料

日本の日常生活、日本の学校生活、受入の手引、入学（編入）の手引等がある。

③ 教科対応資料

対訳付教科学習プリント、学習用語集、対訳付算数の学習、対訳付日本の歴史等がある。

④ 対訳集資料

学校用語対訳集、家庭への連絡文、保健関係の対訳文等がある。

⑤ 教師用計画書・指導書資料

JSLカリキュラム、指導項目表、日本語指導教材のカリキュラム及び指導書、指導事例集等がある。

⑥ 就学案内資料

日本の学校制度、受入の手引、受験案内等がある。

以上の資料の詳しい内容等（一部）については、別冊「教材リスト」、又は千葉県教育委員会のホームページ掲載の「教材リスト」を参照されたい。

外国人児童生徒の編入の際、実態に合った資料を学校に紹介したり、主な教材を教育委員会で何冊か用意しておいたりすれば、あわてずに対応することができる。

（２）日本語指導、日本語教室の運営の指導

外国人児童生徒数は年々増加し、現在、在籍していなくても、いつ編入してくるかわからないので、国際理解（帰国）教育担当の教員向けの基礎的な日本語指導研修会を開くようにする。

研修会の主な内容としては、帰国外国人児童生徒の現状、国語の指導と日本語指導との違い、日本語習得の過程、外国人児童生徒の理解（受入面接・母国での教育等）、日本語指導教材、受入児童生徒への国際理解、校内体制等がある。

さらに、日本語指導教員向けには、具体的な指導法についての研修会を開いたり、他の研修会への受講を勧めたりして、指導力を高めるようにする。

日本語教室の運営については、先進校の例を紹介し、日本語指導教員、担任、外部からの母語の話せる協力員や日本語指導協力員等と連携して進められるよう、連絡・調整を図るようにする。

（３）学校体制づくりの支援

とかく、学校現場では、日本語指導担当教員や担任が外国人児童生徒への指導を一人で抱え込んでしまいがちである。そこで、管理職研修や主任会（国際理解）の場で、外国人児童生徒への指導は「学校全体」で取り組む課題であることを職員会議等で周知させるよう、働きかけることが大事である。

また、学校からの要請に応じて「母語の話せる協力員」や「日本語指導協力員」を教育委員会から派遣する際、支援方法・支援内容について事前指導をし、事後報告、定期的な研修も協力員の資質向上には欠かせない。

5. その他

（１）市町村内のネットワークづくり

外国人児童生徒とその家族は、地域社会を構成する住民である。異なった言葉や文化を携えた住民を、地域全体で受け入れ、相互に理解し合って暮らすことは、多文化共生社会を築く上で最も大切なことである。

地域において、子どもたちに関わるすべての人々が、子どもたちの将来を思い、子どもたちが基本的な教育を受けられる環境を整えるために協力していくことは大変重要である。そしてこのことは外国人児童生徒のためだけでなく、すべての子どもたち、住民たちが暮らしやすい社会作りに繋がっていくのである。

① 校内のネットワーク

校長・教頭・担任・日本語指導担当教員・養護教諭・協力員・スクールカウンセラーなど外国人児童生徒と直接関わる者だけでなく、学校全体で児童生徒を受け入れる体制整備が基本となる。それぞれの立場で、子どもたちの適応状態、学習状態に気を配り、それについて情報を交換し、対応を相談する場を定期的に持つよう指導する。

② 学校間のネットワーク

教育委員会の主導で、各学校の担当者が集まって、情報を交換し、事例を元に対応について検討する場を設定することが望ましい。

また、外国人児童生徒担当教員のメールネットワークを作ることは、大変有効である。

③ 協力員のネットワーク

教育委員会から学校に派遣・紹介している協力員（通訳や日本語指導を担当）は、担当する児童生徒も、受け入れる学校の対応もさまざまで、不安や疑問を抱えながら指導をしている者もいる。学校や教員と十分に話し合う時間もなく、子どもたちや保護者と教員との板ばさみに苦勞する協力員もいる。

そこで、教育委員会が定期的に協力員の声を聞く場を設け、協力員のネットワーク作りに努めるようお願いしたい。

現場に臨んでいる協力員が集まり、情報を交換することは、子どもたちにとってどのような対応や指導が適切なのかを考える上で非常に有効である。

また、協力員が集まる際に、対応や指導についての研修を実施することにより、意識の高揚と指導力の向上を図ることができる。

④ 保護者のネットワーク

外国人児童生徒の教育で最も重要なのは保護者の理解と協力であることは言うまでもない。しかし、教育熱心な保護者もいれば、働くことに精一杯で、子どもの教育に目が向かない保護者もいる。

また、言葉の壁がネックとなり、保護者と学校とのコミュニケーションに大きな支障をきたし、教員の苦勞の種となっている。

教育委員会には、母語が話せる協力員を派遣して対応していただいているが、保護者にとって、最も心強い相談者は、母国出身の方々である。長く日本に住み、日本語が理解できる外国出身者がキーパーソンとなって、日本語が理解できない外国人保護者のよきアドバイザーとなっている例が多い。学校や地域の日本語教室、国際交流協会などから情報を得て、キーパーソンを見出し、協力を得ることは、外国人保護者のネットワークの構築に繋がる。

外国人保護者が顔を合わせる機会を多く作ることもネットワーク作りには必要である。国際交流協会などと協力して、保護者が参加できるイベント、例えば、保護者が主役となって母国の紹介をする国際理解講座や、子どもたちの母語保持教室の創設に参画してもらうなどの企画をしてみるのもよい。

(2) 県内のネットワークづくり

外国人児童生徒受入の課題は、年々広がりを見せている。何ら対応の必要がない地域・学校がある。ある日突然対応を迫られるということは考えられることであり、現に苦慮しているケースがある。また、新たに日本語指導担当になった教員や日本語指導補助者になった方は、指導法をはじめ様々なことで悩みを抱えていることが多い。さらに、既に日本語指導に取り組んでいる教育委員会、学校、担当者においても、他校・他地域での取り組みは参考となることは必須である。

そのため、県教育委員会主催の「外国人児童生徒の日本語指導担当者連絡協議会」(平成19年度3回開催)や「外国人児童生徒日本語学習支援ボランティア研修」(平成19年度2回開催)等に積極的に参加していただき、情報交換をお願いしたい。

参 考 情 報

文部科学省(海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等(CLARINET))

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

外務省(諸外国の学校情報)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/index.html

NPO 多文化子ども支援ネット(外国人児童生徒のための受け入れガイダンス)

http://homepage3.nifty.com/tabunka_kodomo_shien/guidance-digest.html

早稲田大学(年少者日本語教育研究室)

<http://www.gsjal.jp/kawakami/jslbandscale.html>

兵庫県多文化共生センター(日本語理解が不十分な外国人児童生徒のために)

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/teach-manual/mokuji.html>

外国からの子どもたちが楽しく日本語を学ぶために

<http://yawara.sakura.ne.jp/>

【学 校 編】

1. 不安を持たせない受入をめざして

日本語が母語ではない保護者にとって、またどの子どもにとっても、初の日本の学校訪問は緊張と不安の連続である。ことばができなくても初対面の人間が何より安心できるのは、教職員や在校生の笑顔である。さらに、母語での挨拶を事前に調べるなど相手にわかる形で歓迎の意を表することは、たとえ片言の挨拶であっても十分相手に温かい気持ちを伝えることが出来る。まずは明るく微笑みながら、ゆっくりと話しかけるようにするとよい。

では、具体的に円滑な受入方法として留意すべき点を述べる。

(1) 入学（編入学）時の手続き

① 教育委員会との連携

教育委員会から外国人児童生徒の転編入の連絡を受けたら、母語訳付の「就学ガイド」や「入学のしおり」、当面必要な持ち物の実物などを用意する。教育委員会で把握した母国及び来日後の外国人児童生徒の学習状況、生活環境についての情報を事前に確認しておく、受入をより円滑に進めやすくなる。十分に教育委員会との連携をはかることが必要である。

7. 通訳の同席

母語訳付の各種書類があっても、やはり細かい点の説明や保護者からの不安や質問に答えるには、通訳の同席が望ましい。通訳ボランティア等の確保を行い、来校時に同席させることは、以下に述べるような母国と異なる日本の学校制度や集金等の細部の説明の食い違いを防ぐだけでなく、保護者と児童生徒にとっての心理的負担を軽減させるために非常に有効である。

4. 翻訳資料の活用（作成書類の説明）

翻訳資料が、千葉県教育委員会（その他都道府県の各教育委員会等）のインターネット上で公開されているので積極的に収集・活用する。もしどうしても母語訳が間に合わない場合は、日本語の資料の漢字とカタカナにルビをふり、ひらがなだけで読めるようにしておく。非漢字圏出身の保護者は、たとえ会話が流暢であっても、日本語の読み書きは、特に漢字が障害となって非常に困難と考えてよい。

② 学校生活の説明

学校生活の説明を口頭で行う際に、本研究会で作成した DVD 資料「ようこそ千葉の学校へ」の視聴を交えると、日本の四季に併せた各種学校行事の具体的なイメージを掴んでもらうことができるだろう。

特に、春夏秋冬のない母国の児童生徒にとっては今後の活動を具体的に示すことができ、初めての日本の学校に対する不安や緊張感が軽減され、楽しいという第一印象を抱いて登校日を迎えることが期待される。

7. 日本と母国の制度や習慣の違いをふまえて説明

本研究会作成の「母国の教育事情」を参考にすると、ほとんどの外国での教育事情が詳しく紹介されているので、必要と思われる学校制度や習慣の違いを、より明確に比較しながら説明することが可能になる。また、教師が事前に母国での教育事情や学校生活を把握しておけば、保護者や児童生徒の言動についての理解も深まり、無用な誤解を未然に防ぐことが出来るだろう。さらに、教員が母国についてより詳しく知ろうと思えば、自然に保護者との距離も近づいてくるであろう。例えば、教科書やプリント代、給食代の経費がかかることや、その集金方法等について十分に説明を行う必要がある。

また、説明したつもりでも母国と制度が大きく違ったり、価値観が異なったりする場合に生じる理解の食い違いは、異文化理解においては往々にして起こる。事前に母国の諸般の事情を認識することは、円滑な受入において方面にわたり有益である。

イ. 教科書・補助教材

母国との違いをふまえて説明する。

ウ. 集金方法・費用

母国との違いをふまえて説明する。補助教材や体操着、給食費等、特に集金が必要な場合は、事前の確実な理解を得ることが、教員と保護者双方にとって必要である。

エ. 行事

編入学時に年間の行事予定を事前に説明できるとよい。母語付の翻訳資料を渡したり、通訳ボランティアに同席してもらったり、正確で確実な連絡事項の伝達をなるべく早期に行っておく。

オ. 登下校・部活動・給食等（日本だけの制度や習慣については特に留意）

学校生活として、日本独特と思われる内容が上記の項目である。各国の事情についても説明時に比較対照させることで、より明確に理解が促される。ぜひ前述した「母国の教育事情」を参照してから日本の学校における上記内容の説明を行うことをお勧めする。

（2）適切な実態把握

① 保護者の希望把握

滞在期間が当初の予定より延びて結局日本でほぼ永住生活となったり、またはその逆に母国への一時帰国が頻繁に生じたり、理由が明確でないような長欠が生じたり、外国人児童生徒の生活・学習環境は安定しないことが多い。

そこで、保護者の状況や教育に関する意向や希望を把握しておくことは、子どもに対する適切な指導方針を決定する上で重要である。

保護者の子どもや学校、教育に対する希望を事前に聞いておけば、日本の学校教育に関するより適切な情報提供ができる。また、就学途中で何らかの変化が生じた際、特に子どもにとって不利益とみられる事態の問題解決を図ったり、より適切な学習支援、進路指導の可能性を見出したりすることに有効な情報源となる。

特に、受入学年の決定については、保護者の理解と協力が必須である。すなわち、学齢相当の学年より下の学年に在籍させた場合、年齢相当の学年に戻すことはできない。また進学時

に「入国から3年以内」の外国人枠の特例を外れて不都合を生じる、など将来の見通しを保護者と共有した上での決定が必要となってくる。

以下に参考として、保護者への意識調査の聞き取り項目例をあげる。小学生と中学生の保護者によって質問事項を少し変更している。適宜必要と思われる質問項目を追加し、また保護者の事情によっては質問を差し控えるなど個別に対応する必要があるだろう。

いずれにしても、プライバシーを尊重しながらも、保護者との十分な意思疎通を図っていくことが望まれる。

よりよい子どもの将来設計について、学校と保護者が共に考えていける信頼関係を築いていくことが何より大切である。少なくとも、教師側にステレオタイプの母国への一方的な偏見や誤解が生じないように、保護者と児童生徒に対する個々の理解を深め、個人としての尊厳を認め合っていくことが、今後の多文化共生の時代における学校側の基本姿勢である。

② 参考資料（聞き取り調査例）

外国人保護者への聞き取り調査（小学生保護者用）		* () 小学校	No.
1) 保護者は子どもについてどのように考えているか			
2) 保護者は学校や教育についてどのように考えているか。			
~~~~~			
*子ども名：	*年齢	*学年	*日本語力
*保護者名：	*年齢	*国籍	*仕事
	*日本語力：・会話		・読み
			・書き
*配偶者名：	*年齢	*国籍	*仕事
	*日本語力：・会話		・読み
			・書き
1. <今後の展望>			
1. ずっと日本で暮らしたい。 2. 数年で帰国したい→ ( ) 年			
3. 子どもを残して帰国する。 4. わからない			
2. <来日理由>			
1. 仕事：どんな？（今の仕事、これまでの仕事）			
どのような関係で？ 1. 親戚・友人知人がいたから、 2. そのほか ( )			
3. <来日前の準備> 来日前に日本語の勉強など準備をしたか。（自分自身、子ども）			
1. した→：どのように？			
2. しなかった →：その理由は？：			
4. <滞日年数> 来日の時期は？：			
5. <家庭内言語>家庭の中で何語を話しているか。会話するときに困ることはなにか。			
・夫婦			
・子ども			
・そのほか			
6. <日本の生活について>			
1. よかったことは？（仕事・お金、便利な生活、文化、教育環境、治安、そのほか）			
2. 困ったことは？（仕事・お金、人間関係、生活、文化、環境、治安、そのほか）			
7. <こどもの将来>			
1. 子どもは何語を話してもらいたい。 > 1. 両言語 ( )			
2. 日本語、3 考えていない			
2. 日本の学校に通わせようと思った理由			
1. 日本語を学ばせたい、2. 知り合いが通っている、3. 近く、4. そのほか			
3. 小学校の学費： 1. 学費が安い、2. ふつう 3. 学費が高い			
4. 小学校の給食費： 1. 給食費が安い、2. ふつう 3. 給食費が高い			
5. 小学校卒業後どうしたいか。			
1. 日本の中学 2. 母国の中学、4. その他の中学、5. 日本以外で働く、			
6. わからない			
6. 高校についてどうしたいか。			

1. 日本の高校 2. 母国の高校、4. その他の高校、5. 日本で働く、  
6. 日本以外で働く、7. わからない
7. 大学についてどうしたいか。  
1. 日本の大学 2. 母国の大学、4. その他の大学、5. 日本以外で働く、  
6. わからない
8. 子どもは将来どのようなようになってもらいたい。子どもの将来についての夢は？  
どこでどのような仕事についてもらいたい。 (日本・母国) で  
1. 会社員 2. 先生 3. 自分と同じ仕事 4. そのほか 5. わからない
9. どんなことができるようになってもらいたい。か。  
1. 英語 2. 日本語 3. スポーツ 4. コンピューター 5. ピアノ 6. 水泳  
6. そのほかの技能では？  
→もし可能であれば放課後学校で習わせたいことがあるか？
10. 小学校との連絡や先生とのやりとりで困ったことは何か。  
1. お知らせがわからない 2. 先生と自由に話せない (日本語がわからない)  
3. 通訳がいると話にくい 4. そのほか
11. 学校の行事 (参観日、保護者会、運動会など) に参加できない理由は？  
1. 時間帯があわない→いつだったら可能か？  
2. 内容がむずかしい・興味がわかない→どんなことだったらいいか？  
3. 学校でどんなイベントがあったらもっと参加しやすいか。  
1. 自分の国の紹介 (料理、文化、音楽、ことば、など)  
2. スポーツ (どんな? )  
3. 音楽 (どんな?)
12. 子どもの教育で困ることはなにか。問題は何か。  
1. 日本語がわからない 2. 子供の勉強が教えられない 3. お金がかかる  
4. そのほか
13. 生活や教育で困ったら、誰に相談するか。  
1. 配偶者 2. 友達 (どんな? ) 3. 通訳ボランティア 4. 先生  
5. そのほか
14. 教会に行くか。どこの教会? いつ?
15. 定期的に集まることあるか。

外国人保護者への聞き取り調査 (中学生保護者用) _____ 中学校 No. _____

1) 保護者は子どもについてどのように考えているか  
2) 保護者は学校や教育についてどのように考えているか。  
~~~~~

| | | | |
|--------|------------|-----|-------------|
| *子ども名: | *年齢 | *学年 | *日本語力 |
| *保護者名: | *年齢 | *国籍 | *仕事 |
| | *日本語力: ①会話 | | ②読み ③書き ④漢字 |
| *配偶者名: | *年齢 | *国籍 | *仕事 |
| | *日本語力: ①会話 | | ②読み ③書き ④漢字 |

1. <今後の展望>
1. ずっと日本で暮らしたい。 2. 数年で帰国したい→ () 年
3. 子どもを残して帰国する。 4. わからない
2. <来日理由>
1. 仕事: どんな? (今の仕事、これまでの仕事)
どのような関係で? 1. 親戚・友人知人がいたから、 2. そのほか ()
3. <来日前の準備> 来日前に日本語の勉強など準備をしたか。(自分自身、子ども)
1. した→: どのように?
2. しなかった →: その理由は? :
4. <滞日年数> 来日の時期は? :
5. <家庭内言語> 家庭の中で何語を話しているか。会話するときに困ることはなにか。
・夫婦
・子ども
・そのほか

ことが重要となる。日本語指導担当教員がひとりでもがんばっても大きな効果をあげることは難しく、学校全体で取り組むことが肝要である。特に日本語担当教員と担任との連携は教育計画を実践していく上で不可欠である。日本語指導の担当者を決め、分掌上にきちんと位置付けて日本語指導をしていく。

中学校にあっては教科等のバランスを考えつつ、日本語指導担当教員を決定していく。担当教員は教科指導以外に日本語指導に携わるので、その分、他の教員より事務量を軽減するなどの措置を講じていく配慮が必要となろう。

イ. 校内コーディネーターの位置付け

教育計画の立案、保護者、日本語指導協力員や通訳協力員との連絡調整役、学級担任、教科担任との連絡調整役、教職員に対しての情報提供等を担う校内コーディネーターの設置が必要となろう。学校によっては校内コーディネーターと日本語指導担当教員を兼ねる場合もあるが、日本語指導担当教員の負担を考慮し、校内コーディネーターを別に決めておくことも視野に入れておきたい。また、校務分掌上の位置付けをお願いしたい。

校内コーディネーターは日本語指導の充実を期し、担当教員の相談相手となり教育計画の立案に参画し、各種連絡調整等を行っていくのである。

また、校内に「(仮称)日本語指導委員会」を設置し、日本語教室指導カリキュラムや個別支援等について協議していく必要がある。校内コーディネーターはその中心となり、会合を定期的に開催し、指導の成果を評価していく。学校の実情によっては生徒指導部会等で、この委員会の役割を担ってもよい。

ウ. 国際理解主任の位置付け

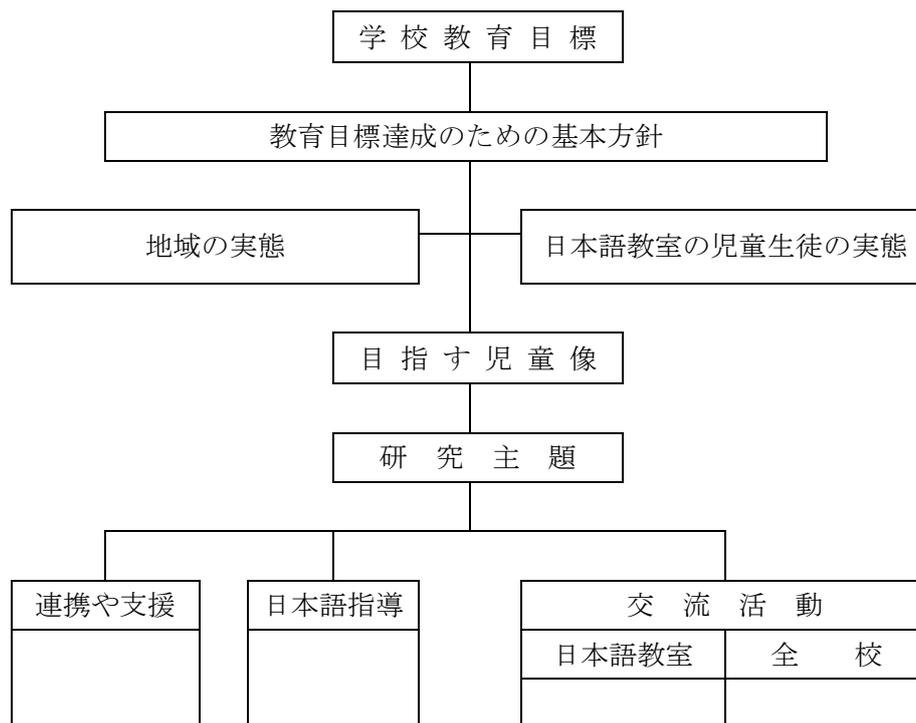
年度当初の職員会議には校務分掌の発表がなされるが、外国人児童生徒の在学の有無にかかわらず国際理解主任の分掌は設けておくべきである。国際理解主任のもと学校環境の整備やカリキュラム作成などを通して多文化理解・多文化共生の土壌を作っておく。この土壌があつてこそ、スムーズに外国人児童生徒を受け入れることができるし、外国人児童生徒の理解を深めることになるのである。

また、全職員の共通理解のもと、共通した指導を行うことは児童生徒の不安の軽減に役立つばかりでなく、指導の実をあげることにつながる。

② 教育計画の立案

まず、全体計画の作成が必要である。おおよそ、次頁のようなものが一般的であろう。

各学校の実態にあわせて作成していくが、この全体計画のもとに、指導計画、普通学級との交流、在籍学級における適応の促進、全校児童生徒との相互理解の促進が図れるよう計画作りをしていくことになる。



③ 指導教室の設置

学級学年の枠を超えた日本語教室がどうしても必要となる。学校によっては、そのような余裕がないところもあるだろうが、図書室などに間借りするなどの工夫により確保するようにしたい。

日本語教室は外国人児童生徒が楽しく日本語を学べるような雰囲気ある教室にしたい。教室の名前も児童生徒と共に考えてもよい。

また、重要なのは、この教室は外国人児童生徒が日本語を学ぶだけの教室ではなく社会科や総合的な学習の時間の調べ学習などにも使えるようにし、国際理解教育の場とすることである。自ずと、どのような資料を収集することがよいのか、その方向性を見出すことができよう。

④ 受入環境の整備

とにかく外国に対するイメージが先行し、それをもって外国人児童生徒を見てしまう傾向がありがちである。大いなる誤りであり、ステレオタイプは排除したい。

この点、「母国の教育事情」は参考になると思う。ここでは54カ国の教育事情を紹介している。それらの国々の事情、文化の違い等を理解する一資料として活用願いたい。

また、教育活動の中には異文化の紹介等の場面が必ずあろうが、例えば、全校集会で外国人児童生徒が活躍する場を意図的計画的に構成していきたい。

(2) 適応指導・日本語指導（初期）

① 適応指導

外国人児童生徒の編入にあたっては、「日本の生活に合わせる（同化）のではなく、違いに気付かせ、徐々に日本の方法も教える」という気持ちで適応指導を行うようにする。それぞれの母国の教育事情については別冊「母国の教育事情」を参照されたい。配慮すべき点をいくつか紹介する。

ア. 日課時程

母国では、午前・午後の2部制、午前・午後・夜間の3部制のところもある。登下校の時間や日課表について時計を見せながら説明する。

イ. 掃除

掃除は「自分たちの使ったところは自分たちで掃除をする」というのは儒教の考えからきているが、掃除は掃除をする人がやるものとして、学校で行っていない国もある。「罰としてやらされた」という気持ちをもたせないようにする。

ウ. 給食

アレルギーについては必ず聞き、日本独特の食品についても無理はさせないようにする。「いただきます・ごちそうさま」の挨拶についても慣れさせるようにする。

宗教によって、食べられないものがあるので、配慮する。

<例>イスラム教・・・豚肉 ヒンズー教・・・牛肉

エ. 持ち物

持って来てはいけないもの（お菓子やお金等）、アクセサリやピアスについても説明をする。ピアスについては、日本の児童生徒に理解をしてもらうことも必要である。

オ. 発育測定

宗教や生活習慣上、人前で上半身裸になれない場合があるので、配慮する。

カ. 学校行事

運動会等の行事への参加、国際理解集会でのスピーチ等は無理強いしないようにする。

キ. 生活習慣

国によって違うので、予め調べておくようにする。

<例1>「こっちに来て」という手まねきの仕方の違い→「あっちに行け」と嫌われた。

<例2>よく出来たという意味で「頭をなでる」→東南アジアでは頭はその人の精霊が宿るところなので、触られたくない。

<例3>お風呂に頻繁に入る習慣がない。→頭じらみの発生、臭い。

<例4>ティッシュを使わないで、ハンカチで鼻をかむ。→何回も使うので不潔に思う。

② 日本語指導（初期）

適応のための日本語（日本語が全くわからない場合）

ア. 少しでも意思の疎通が図れるように、児童生徒についての情報を収集したり、教材・教具などの準備をしたりする。

受入の面接の際に作成した「面接票」をもとに、母国での学習歴、児童生徒・保護者の考えを重視する。直接指導法による教材及び教具の準備をする際には、児童生徒の実態及びニーズに合わせて教材を選択する。媒介語の代わりとなるものとして、実物、写真、絵、イラスト、ジェスチャーや活動などがあげられる。

イ. 発達段階に合わせて指導の工夫をする。

幼時期に来日した児童は生活適応だけでなく、日常生活に必要な日本語の習得もはやいことが多い。これに対して、10歳以降に来日した児童生徒は日本語の習得には時間がかかり、生活適応も遅いといわれている。ただ、母語の力はそれぞれの年齢相応に発達しているため、年齢が高い場合は、その母語の言語能力や学習内容に関する知識を生かすことによって、教科学習が効果的に行なわれると同時に日本語能力の向上を図ることができる。

ウ. 連絡カード（ノート）をつくり、指導の効率化を図る。

限られた時間の中での支援となるので、児童生徒の様子や指導の重なりや漏れがないように、ファイル式の相互連絡カードや連絡ノートを作成するとよい。外部からの協力者にはどんなことを支援してもらうのか、指導の重なりや任せっぱなしにならないようにしなければならない。

教える内容

児童生徒の実態に合わせて、適応のための日本語、教科対応のための日本語を適宜組み込んで指導する。

外国人児童生徒が日本の学校生活に適応し、授業を理解するまでの日本語は、3つの段階に分けられる。

ア. 第1段階・・・学校生活の基本的な事柄を理解させ、日本の生活習慣や学校生活への適応を図るための日本語指導

< 来日～1ヶ月（一語） >

何度も耳にする言葉、必要な言葉、衝撃が強い言葉を覚える。例えば、おはようございます・さよなら等の挨拶、だめ・いい、早く、ばか、うそ・本当、ある・ない、やめて、まって等があげられる。この時期は文法指導ではなく、すぐに使える言葉や必要な言葉の指導は実物を使ったり、動作を交えたりして指導するとよい。また、あまり話せないため、ひらがなの練習も少しずつ進め、身につけさせておく。

< 1ヶ月～3・4ヶ月（言葉をつなげていく） >

覚えていった単語をつなげて自分なりの日本語の文を作っていく。

例えば、「お母さん仕事いない」→「お母さんは仕事に行っています」→「お母さんは仕事に行っています。家にはいません」のように、単語のつなぎ方を教えていく。

イ. 第2段階・・・学校生活を送る上で基本的に必要な日本語の力をつけさせるための日本語指導

< 3・4ヶ月～（日常会話） >

友達同士の会話などから語彙が増えてくる。しかし、会話の長さは2語文くらいである。また、話せるようになってくるから、どうしても書いたり、文の勉強をしたりする

のを嫌がる児童生徒も見られる。漢字も少しずつ教えていく。

ウ. 第3段階・・・学習に必要な日本語の指導

＜7・8ヶ月～（学習言語）＞

音楽、図画工作、体育などは実際に体を動かしながら日本語を聞いたり、話したりするので、最初から日本人児童と一緒にいっても大きな問題はないと思われる。しかし、社会科や理科などの教科では、言語の依存する度合いが高いので、日常会話ができるようになったくらいの日本語の力では、日本人児童と一緒に授業についていけない。したがって、日本語教室での指導、TTによる指導、付き添い指導など、指導上の工夫が必要となる。その際、教師の指示の言葉や問題文の捉え方（どっちが何々、どれが一番、同じ・違う）等についても、読解や作文の指導を通して文型・文法・読み書きの力を付けていきたい。

カリキュラムの組み方

ア. 日常生活（学校生活）ですぐ使う表現、命に関わる表現など緊必性の高いものから始める。

＜日常生活（学校生活）ですぐ使う表現＞

挨拶、自己紹介、家族、一日の生活、カレンダー、礼儀、質問、友達、身支度、日本の学校、時間割、給食、掃除、校則、部活、学校行事、宿題、天気、時間（時計）、電話

＜命に関わる表現＞

交通ルール、体、病気、安全（禁止事項）

イ. 児童生徒の学習の目的に合わせて、題材や文型などを選択する。

＜定住する可能性のある児童生徒＞

学力をつけるために日本語の基礎（読み書き）を重視し、各学年・発達段階に応じた日本語力、教科の学力をつけるための手立てを用意したカリキュラムを組む。

＜進学予定の児童生徒＞

外国人児童生徒向けの特別枠や受入に工夫や配慮をしている高校の情報を知らせ、授業の受け方、自習の仕方など、進学に向けてのカリキュラムを組む。

＜就職予定の児童生徒＞

生活日本語に重点をおき、電話のかけ方、日本の生活習慣、礼儀などの題材も取り上げ、カリキュラムを組む。

＜帰国予定の児童生徒＞

母語の保持をしながら日本語を学習するので、日本の学校生活や日本文化を題材にしたカリキュラムを組む。

ウ. 限られた時間で効果があげられるよう、まとめ的なカリキュラムを組む。

児童生徒は、学校や地域、マスメディア等から、毎日、シャワーのように日本語を浴びいろいろな言葉を使うことができるようになる。しかし、ともすると断片的であったり、聞き違ったりしてしまうことが見られる。そこで、使い方をはっきりさせて、正確な日本語が身に付くように、まとめ的な学習が有効である。

<例>助数詞、複合語、存在、授受、漢字のへんとつくり

エ. 臨界期（10歳頃）前後で、指導法を変えて、カリキュラムを組む。

母語になりうる言語習得には臨界期があり、臨界期を過ぎて来日した児童生徒は言語習得が遅い。しかし、母国での教育内容の基礎があるので、母語の日本語への「置き換え」や、やさしい日本語への「かみくだき」などの手立てを考えて指導したい。

（3）日本語指導教室の運営

① 日本語指導教員（指導補助員）と担任の連携

児童の発達段階、生活適応及び日本語力に応じて、指導方法・指導時間を決める。その際、児童生徒の気持ちや希望及び保護者の考えも考慮して、無理のないようにしたい。指導方法としては、国語や社会科の時間に日本語指導教室等で指導する方法や授業中児童生徒のそばで分かりやすく説明したりする方法がある。いずれも担任とよく相談して内容や時間を決める必要がある。日本語教室などで指導した場合には、1時間ごとに学習内容や児童生徒の反応を簡単に記入し、終了後、学級担任に届ける。学習時の児童生徒の様子を知ってほしいので、「みました」のサインだけでもよいが、できれば、学級担任からもクラスでの指導の記録を記入してもらい、次の指導の際に生かせるようにして、指導の効果をあげていきたい。また、教室での学習の予習・復習、母国での未学習部分の補習、授業で使う資料への仮名ふり等、担任との連携を密にして、支援するとよい。

② 教材開発

教材は、児童生徒の発達段階・日本語力のレベルによって選んでいく。大人向けの日本語指導と違う点は「日本語指導＋教科指導」である。一日の大半を過ごす「学校」が場面となり、使われる「語彙」等が違い、地域や学校の教育課程によっても違ってくるので、児童生徒にとって、身近な事柄をテーマとして開発するとよい。また、多様な母語をもつ児童生徒が編入してくるので、直接指導法の教材を基本として、母語がわかる協力員に補助してもらおうようにする。中学生で、母国で英語教育を受けてきている生徒の場合は、英語を媒介語として指導することも出来る。教材は日本語の教科書だけでなく、CD、コンピュータを利用したものも有効である。

③ 環境整備

ア. 外国人児童生徒が楽しく日本語を学習できるような雰囲気作りをする。

<指導教室の名前>

ワールドルーム、レインボールーム、コスモスルーム、日本語ルーム、なかよしルーム、なのはなルーム、さくらルーム、世界を結ぶ部屋、国際理解ルーム、アップルルーム等

<書籍>

日本語指導教材、教師用参考書、世界の国々の紹介、地域についての説明、やさしい日本の歴史、やさしい物語、図鑑、こども百科事典、辞書（日本語、漢字、言葉の使い方、和英・英和、母語との対訳）、地球儀、ジグソーパズル（地図など）カルタ、絵カード、文字カード、外国語の本、パソコンソフト

<機器・道具>

コンピュータ、CDラジカセ、電子辞書、漢字ゲーム、楽器（オルガン・ウッドブロック等）

<掲示物>

学校教育目標、日本語教室の目標、年間行事予定、ひらがな50音表、カタカナ50音表、学年別漢字表、日課時程表、時間割表、外国人児童生徒の母語（挨拶、数字等）、掛け算九九表等

イ. 受入れる側の児童生徒も一緒に学べるような部屋作りをする。（国際理解）

日本語教室を外国人児童生徒の日本語の指導の部屋とするだけでなく、社会科や総合的な学習の時間の調べ学習などにも使って、国際理解教育の場とする。

<外国についての資料>

本、教科書、パンフレット、写真、絵、遊び道具、人形、民族衣装、民族楽器、お金、民族音楽のCD・テープ

※保護者に寄付を呼びかける。

※紛失したり、壊したりしないように注意をする。

<机・椅子>

グループで調べ学習ができるように配置する。

④ 日本語指導教員が配置されていない学校

ア. 学校全体として、職員会議・生徒指導委員会・たより・校内研修等、外国人児童生徒受入及び指導についての共通理解の場を設定する。

イ. 管理職としては、外国人児童生徒に対し、「外国人児童生徒を日本の学校に合わせる」「外国人児童生徒と共に生きる」という意識を教職員が持つよう指導する。また、必要に応じて、教育委員会に日本語指導者の派遣を申請したり、母語が分かる協力者や日本語指導協力者を探したりする。

ウ. 学級担任としては、次のような手立てを講じるとよい。

学習用語などの母語訳を用意する。→「にほんごをまなぼう」の教師指導書、言葉の手引き（県教育庁）等参考にする。

学級の子どもたちと一緒に母国や母語について調べ、母語と日本語の挨拶で迎える。日本語が話せない友達にどう接したらよいか考え、準備をする。日本語が話せないことは「ハンディ」ではなく、母語にプラスして日本語をこれから覚えていくのだということ話す。子どもたちはいろいろな方法を考えてコミュニケーションを図ろうとする。例えば、身振り・手振り、実物や絵を見せる、対訳の部分を目指すなど。

個別に説明するときは、実物や絵などを使って、ゆっくり・はっきりと話す。

家庭への連絡は、漢字に振り仮名をふったり、対訳集の必要部分コピーして渡したり、通訳ボランティアをお願いしたりする。

(4) 進路指導

外国人児童生徒はもちろん保護者にとって、日本での進学や就職に関する見通しや情報が得にくいのが現状である。そのため受入のなるべく早期段階で、今後の見通し（日本永住希望 or 一時滞在か、進学 or 就職—具体的な希望）を聞き、出来るだけ事前に情報提供を行いながら準備を進める。注意点として、受入時には一時滞在予定であっても、結果的に日本永住に移行するケースが見られるので、随時滞在状況の現状把握が必要である。また、母国での卒業時期とのズレによって、日本での進路選択に不利益が生じないように保護者と十分協議しながら最善策をとっていく。これについては、本項最後にて注意点を挙げるので参考にされたい。

特に、外国人の特別入学者選抜等の志願資格には、「入国後の在日期間が3年以内」（すなわち、原則として、入国日から進学希望校受験願書締切日までに3年が経過していない場合）という特約項目があるので、受験時期と受験準備に関し細心の注意を払って進路指導を行うことが必要である。

① 児童生徒の進路に合わせたカリキュラム設定と情報提供

保護者に日本の学校制度を説明し、進路について助言を行なう。日本での進学希望なのか、母国での進学であるのかによって、カリキュラム設定が異なり進路の選択肢も異なってくる。保護者によっては短絡的な経済理由から、日本における早期就労を強く主張する場合があるので、子どもの幸せと健全な人格形成や人生構築を思いやるのであれば日本語力及び基礎学力の習得が必要であることを説明し、意思疎通を図りながら奨学金等の援助制度紹介も併せて行なう。

7. 保護者に日本の学校制度や進路について説明する

母国の学校制度と対照させながら説明すると、より理解が深まる。取得できる資格、必要な費用について説明する。本研究会で作成した「母国の教育事情」も各国の教育状況として参考になる。

日本の公立・私立学校以外の選択も可能であることを説明する。母国の学校への進学、日本にある外国人学校（例：群馬など外国人集住地域に設置されているブラジル学校やペルー学校）、インターナショナルスクール(千葉県初として平成 21 年度に幕張に開校予定 ただし学校形態は幼稚園及び小学校)、他の外国における学校がある。

以下に、各選抜および進路について概略する。

千葉県公立高等学校の入試について

選抜及び転・編入について、次の11の選択肢がある。それぞれ該当する希望校に直接問い合わせること。また、希望校管轄の県教委・市教委に最新情報を随時聞く。

I. 特色ある入学者選抜

(1) 実施する学校・学科

全日制の課程及び定時制の課程のすべての学校・学科で実施

- (2) 入学者選抜枠の範囲
10%以上50%以内
- (3) 検査の内容
各高等学校は、面接、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自の問題による検査、その他の検査の中から、各校の特色に応じて1つ以上の検査を選択して実施する。志願用件は、各高等学校で別に定める。
- II. 海外帰国子女の特別入学者選抜
応募資格に外国での在学期間要件があるので注意。各教委に最新情報を要確認。
(参考) 平成20年度募集資格の外国における在学期間要件
ア 外国における在学期間が、帰国時からさかのぼり継続して2年以上4年未満の者で、帰国後1年以内のもの
イ 外国における在学期間が、帰国時からさかのぼり継続して4年以上の者で、帰国後2年以内のもの
この場合、「帰国後1年以内」とは、原則として、帰国した日から平成20年1月28日(月)までに1年が経過していない場合をいう。
(注:平成20年1月28日は当該年度の願書締切日を示す。)
- (1) 実施する学校・学科
平成20年度は、全日制課程の公立高等学校20校32学科で実施。
- (2) 入学者選抜枠の範囲
入学許可候補者の予定人員については別に定める。また、「I 特色ある入学者選抜」の選抜枠の一部とする。
- (3) 検査の内容
「I 特色ある入学者選抜」の「第5 検査」に定めるところによる。
各高等学校は、面接、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自の問題による検査、その他の検査の中から、各校の特色に応じて1つ以上の検査を選択して実施する。志願用件は、各高等学校で別に定める。
- III. 外国人の特別入学者選抜
応募資格に入国後の在日期間要件があるので注意。各教委に最新情報を要確認。
(参考) 平成20年度募集資格の要件
保護者等とともに千葉県内に居住しているか又は居住予定のある外国籍のもの等のうち、入国後の在日期間が3年以内のもの
この場合、「入国後の在日期間が3年以内」とは、原則として、入国した日から平成20年1月28日(月)までに3年が経過していない場合をいう。
(注:平成20年1月28日は当該年度の願書締切日を示す。)
- (1) 実施する学校・学科
平成20年度の実施は、次の4校4学科
(①千葉県立幕張総合・普通科、②千葉県立松戸国際・国際教養科、
③千葉県立成田国際・国際科、④柏市立柏・国際科)
- (2) 入学者選抜枠の範囲
入学許可候補者の予定人員については別に定める。また、「I 特色ある入学者選抜」の選抜枠の一部とする。
- (3) 検査の内容
英語又は日本語による、面接及び作文
- IV. 中国等引揚者子女の特別入学者選抜
応募資格に保護者および入国後の在日期間要件があるので注意。各教委に最新情報を要確認。
(参考) 平成20年度募集資格の要件
保護者が中国等引揚者で、保護者とともに引き揚げ、千葉県内に居住しているか又は居住予定のある者のうち、帰国して3年以内のもの
この場合、「入国後の在日期間が3年以内」とは、原則として、入国した日から平成20年1月28日(月)までに3年が経過していない場合をいう。
(注:平成20年1月28日は当該年度の願書締切日を示す。)
- (1) 実施する学校・学科
全日制の課程及び定時制の課程のすべての学校・学科で実施
- (2) 入学者選抜枠の範囲
入学許可候補者の予定人員は若干名。「I 特色ある入学者選抜」の選抜枠の一部とする。
- (3) 検査の内容
面接及び作文
- V. 成人の特別入学者選抜

応募資格に定時制課程志願理由および年齢の志願要件があるので注意。各教委に最新情報を要確認。

(参考) 平成20年度募集資格の要件

ア 定時制の課程を志願する理由が明白かつ適切であり、学ぶことに対して強い意欲を有する者

イ 平成20年3月31日に満20歳に達している者

(1) 実施する学校・学科

定時制の課程のすべての学科で実施

(2) 入学者選抜枠の範囲

入学許可候補者の予定人員は別に定める。また、「I 特色ある入学者選抜」の選抜枠の一部とする。

(3) 検査の内容

面接及び作文

VI. 連携型高等学校の特別入学者選抜

(参考) 平成20年度の応募資格は、連携する中学校を平成20年3月に卒業見込みの者で、連携する中学校の校長の承認を得たもの。県教委に最新情報を要確認。

(1) 実施する学校

千葉県立関宿高等学校

(2) 入学者選抜枠の範囲

募集定員の70%程度

・連携する中学校

①野田市立関宿中学校、②野田市立二川中学校、③野田市立木間ヶ瀬中学校の選抜枠の一部とする。

(3) 検査の内容

千葉県立関宿高等学校においては、面接を実施。

VII. 学力検査等による入学者選抜

応募資格に三部制の定時制課程は別に定める。各教委に最新情報を要確認。

(1) 実施する学校・学科

全日制の課程及び定時制の課程のすべての学校・学科で実施

(2) 入学者選抜枠の範囲

入学許可候補者の予定人員については別に定める。

(3) 検査の内容

・第1日の学力検査の内容

国語・数学・英語・理科・社会

・第2日の検査の内容

各高等学校は、面接、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自の問題による検査、その他の検査の中から、各校の特色に応じて1つ以上の検査を選択して実施する。志願用件は、各高等学校で別に定める。

VIII. 第2次募集

各教委に最新情報を要確認。

(参考) 平成20年度追加募集として、定時制の課程および三部制の定時制の課程において、人数に満たない場合は、平成20年3月末までに追加募集を行なう。

(1) 実施する学校・学科

入学許可候補者が募集定員に満たない全日制の課程及び定時制の課程のすべての学科で実施

(2) 募集人員

全日制の課程及び定時制の課程にあつては、募集定員から入学許可候補者の数を減じた人数を募集人員とする。三部制の定時制の課程にあつては、募集定員から転入学等の予定人員及び「IX 秋季入学者選抜」の募集人員並びに入学許可候補者の数を減じた人数を募集人員とする。

(3) 検査の内容

・すべての高等学校で面接を実施。

・各高等学校は、次のア～オのうちから、いずれか1つ以上の検査を実施。

ア 学力検査、イ 作文、ウ 小論文、エ 適性検査、オ その他の検査

IX. 秋季入学者選抜

志願要件は各高等学校で別に定める。県教委に最新情報を要確認。

(1) 実施する学校・学科 (平成20年度の実施予定)

千葉県立生浜高等学校三部制(午前部、午後部、夜間部)の定時制の課程普通科

| | |
|-----|---|
| | 千葉県立松戸南高等学校三部制（午前部、午後部、夜間部）の定時制の課程普通科 |
| (2) | 入学者選抜枠の範囲
入学許可候補者の予定人員については別に定める。 |
| (3) | 検査の内容
各高等学校は、面接、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自の問題による検査、その他の検査の中から、各校の特色に応じて1つ以上の検査を選択して実施する。志願用件は、各高等学校で別に定める。 |
| X. | 通信制の課程の入学者選抜
応募資格に志願理由の志願要件があるので注意。県教委に最新情報を要確認。 |
| (1) | 実施する学校・学科（平成20年度実施予定）
千葉県立千葉大宮高等学校通信制の課程普通科 |
| (2) | 入学者選抜枠の範囲
入学許可候補者の予定人員は別に定める。 |
| (3) | 検査の内容
面接及び作文 |
| XI. | 転・編入による入学
県教委および市教委に最新情報を要確認。 |
| (1) | 実施する学校・学科
全日制の課程及び定時制の課程のすべての学校・学科で実施 |
| (2) | 入学者選抜枠の範囲
入学許可候補者の予定人員については別に定める。 |
| (3) | 検査の内容
志願用件は、各高等学校で別に定める。 |

イ. 千葉県内私立高等学校の入試について

「千葉県私立中学高等学校協会」に問い合わせで最新情報を取得する。外国人枠を設けている学校もあるので詳細を問い合わせるとよい。

千葉県私立中学高等学校協会 TEL: 043-241-7382 FAX: 043-248-4021

同 ホームページ : <http://chiba.shigaku.or.jp/>

ウ. 上記公立および私立以外の進路として、次の選択肢がある。

なお、I の夜間中学に関しては市川市教委に問い合わせで最新情報を得るとよい。

i 市川市立大洲中学校夜間学級

ii 外国人学校（各種学校認可校）

iii 母国の学校

iv 中学校卒業認定試験制度について（詳細は、P4 参照のこと）

② 保護者への情報提供（窓口紹介）

ア. 千葉県教委（千葉県教育委員会）

公立高等学校についての問い合わせ先→

千葉県教育委員会指導課：TEL: 043-223-4054 FAX: 043-221-6580

千葉県教育委員会ホームページ： <http://www.pref.chiba.jp/kyouiku/>

イ. 各市町村教委（教育委員会）

なお、次の市立高等学校6校は、所在地の市教委（教育委員会）が問い合わせ先となる。

①船橋市立高等学校、②柏市立高等学校、③千葉市立高等学校、④銚子市立高等学校

⑤習志野市立高等学校、⑥松戸市立高等学校

ウ. ボランティアネットワークなどによる「進学ガイダンス」

「房総日本語ボランティアネットワーク」

<http://www.e.chiba-u.jp/~nagasawa/siki/ji.html>

定期的にガイダンス等の開催がある。TEL&FAX. 043-290-2568, 3635

エ. 各市町村の国際交流協会

日本語クラスを運営している場合は、進路情報や指導支援が得られる可能性がある。

オ. 各市町村の公民館で開催されている日本語教室

日本語クラスが運営されている場合は、市民ボランティア等が相談にのってくれる可能性もある。

③ 各種奨学金の利用

以下の奨学金利用制度があり、県教委および市町村教委に内容および出願方法を問い合わせる。

注意すべき点は、各種奨学金借入の重複利用は不可、一定の猶予期間はあっても返還義務有等である。保護者に奨学金利用について十分な説明と注意を行うことで、計画的かつ賢明な利用を促すことができると思われる。

ア. 千葉県奨学金貸付条例

イ. 千葉県高等学校授業料の減免に関する規定

ウ. 入学金等貸付や授業料についての奨学金

エ. 民間や財団が出す各種奨学金

<問い合わせ先として以下が挙げられる>

千葉県私立高等学校生徒奨学金運営委員会

TEL: 043-245-7651 FAX: 043-248-4021

④ 受験対策

面接および作文についての対策を行なうとよい。面接については、元気よく礼儀正しい姿勢やお辞儀を伴った挨拶や、正確な発音での自己紹介ができるような指導はいうまでもなく重要である。また作文について、基本的な作文用紙の書き方が正しく行え、短文であっても明確に自分の意思や情報を書けるようになる作文指導が受験対策として効果的である。

⑤ その他の注意事項

母国での中学卒業時期と、日本の学期がずれてしまう場合があるので、母国における修学状況をよく確認しておく必要がある。受入時の年齢によっては（小学校6年学齢相当、中学校3年学齢相当では特に重要）、次のような点に注意して、編入やその後の進路指導を行うことが大切である。

ア. 母国で中学校を既に卒業した場合は、日本の中学校への編入ができない。

イ. 15歳を過ぎている場合は、日本の中学校への編入ができない。

ウ. 日本語学校によっては、受入条件として「12年課程修了レベル」、つまり原則17歳以上でなければ入学できないようである。念のため直接希望する日本語学校に問い合わせるとよい。

以上、わずかな判断ミスによりその後の生徒の進路選択に重大な支障をきたすこともあり得るので、進路指導についてはくれぐれも子どもの将来を見据えて慎重に臨み、的確な最善策が選択できるよう日頃から、子どもの意向・学力の把握、保護者との連絡、関係各所からの情報収集を行う必要がある

3. その他

(1) 保護者のネットワークの構築

外国人児童生徒の教育で最も重要なのは保護者の理解と協力であることは言うまでもない。しかし、教育熱心な保護者がいる一方で、働くことに精一杯で、子どもの教育まで目が向かない保護者もいる。

また、言葉の壁や文化の違いが、保護者と学校とのコミュニケーションのネックとなり、教員の苦勞の種となっている例も多い。

学校としては、まず、子どもたちの学校教育や学校生活を知ってもらうために、外国人児童生徒の保護者会を定期的に開催する。

保護者会は、学校と保護者の連絡を密にするだけでなく、保護者同士が知り合い、話し合える場ともなる。自分と同じような立場の、多くの外国人保護者がいることを知り、日本で子どもがきちんと教育を受ける大切さを理解し、保護者としての役割を認識する機会として位置づけることができる。

できれば、働く保護者も参加しやすい土曜日や休日等に、授業参観等と共に開催することが望ましい。その際、開催の通知や当日の通訳については母語を話す協力員に依頼するなど、教育委員会等の協力を得て、コミュニケーションが十分に出来る環境を整えるよう努める。

保護者会の他にも、外国人保護者が顔を合わせる機会を多く作ることは、ネットワーク作りに繋がる。国際交流協会等と協力して、保護者が関心をもつイベントや、保護者自身が母国の紹介をする国際理解講座などを開催してみるのもよい。保護者の中には、母国で教員や看護師だった方など、様々な経歴を持った方や豊かな経験者がいるので、保護者会などで協力者を募ってみると貴重な人材に出会えるかもしれない。

(2) コーディネーター役の育成

このような集まりを通じて、外国人保護者の中にキーパーソンを見出し、学校と外国人保護者とのコーディネーターを育成していくことができれば、学校と保護者とのネットワークが作りやすい。

また、外国人の中には、長く日本に住み、日本語や日本の文化習慣をよく理解し、日本語が理解できない外国人保護者のよきアドバイザーとなっている方も多い。教育委員会、国際交流協会、地域のボランティアなどから情報を得て、このような人材を見出すことができれば、学校と保護者のパイプ役として活躍していただき、外国人の子どもたちの教育の充実に大きな役割を果たしてくれるものと思われる。

参 考 情 報

外国人等児童生徒関係書類(健康診断や家庭訪問等の書類)

千葉県国際交流センター(ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・韓国、朝鮮語・タイ語)

<http://www.mcic.or.jp/otayori/index.htm>

可児市教育委員会(ポルトガル語)

<http://www.city.kani.gifu.jp/gakushuu/honyaku/index.html>

浜松市教育委員会(ポルトガル語・スペイン語・英語)

<http://www.city.hamamatsu-szo.ed.jp/shikyoi/foreign/data-foreign.htm>

小牧市外国人児童生徒教育連絡協議会(ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・タガログ語)

<http://www.komaki-aic.ed.jp/komeno-e/gaikoku/index.htm>

兵庫多文化共生センター(ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語)

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/document/index.html>

豊橋市教育委員会(ポルトガル語・スペイン語・英語)

<http://www.gaikoku.toyohashi.ed.jp/>

日本語学習教材リスト

国立国語研究所

<http://www.kokken.go.jp>

国際交流基金日本語国際センター

<http://www.jpfi.go.jp/j/urawa/>

宮城県国際交流協会

<http://www.h5.dion.ne.jp/~mia/materials.pdf>

愛知県国際交流センター

[http://www2.aia.pref.aichi.jp/resource/j/kodomokyozailist\(H192.6\).pdf](http://www2.aia.pref.aichi.jp/resource/j/kodomokyozailist(H192.6).pdf)

そうがく社

<http://www.sogakusha.co.jp/infomation/forchildren.htm>

凡人社

<http://www.bonjinsha.com/cgi-bin/publishing/new.php>

NHK

<http://www.nhk.or.jp/lesson/>

教材

外務省(国際理解教育ホームページ)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/edu/kyouzai.html>

東京外国語大学(在日ブラジル人児童のための教材)

<http://www.tufs.ac.jp/common/mlmc/kyouzai/brazil/>

川崎市総合教育センター(算数関係書類・ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・タガログ語・韓国)

<http://www.keins.city.kawasaki.jp/syuppan/taiyaku/taiyaku.htm>

文部科学省「新教育システム開発プログラム」委託事業

外国人児童生徒受入のための手引

平成 20 年 3 月 31 日発行

編集者 外国人児童生徒受入体制整備研究会

(事務局) 千葉県教育庁企画管理部教育政策課

〒260-8662 千葉市中央区市場町 1-1

TEL 043(223)4177
